

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)

● 対象者

次の**養育要件・所得要件**の**両方**に当てはまる方

(1) **養育要件** …①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者
- ② 令和4年5月～令和5年3月のいずれかの月の分の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格や増額（児童増）の認定を受けた方
- ③ 上記養育要件のいずれにも該当せず、令和4年3月31日時点で18歳未満である児童（高校生相当年齢の子）のみを、養育する父母等（いずれか1人）
※障がい児については20歳未満とする

(2) **所得要件** …④・⑤のいずれかに該当する方

- ④ 令和4年度住民税（均等割）が**非課税**の方
- ⑤ 令和4年1月以降の収入が急変し、**非課税相当**となった方

※ひとり親世帯分の給付金をすでに受給した方は受給できません。

● 給付額

児童1人につき**5万円**

お問い合わせ先

- 厚生労働省 コールセンター
0120-400-903 （受付時間 平日9:00～18:00）
- 大野城市役所 子育て支援課 子育て支援担当
092-580-1862 （受付時間 平日8:30～17:00）

↓ **申請について、裏面を必ずお読みください。**

支給手続

児童手当 もしくは 特別児童扶養手当の受給者であり 令和4年度住民税（均等割）が『非課税』の方

⇒ 表面：対象者（1）①または②の方で、かつ（2）④に当てはまる方

▶ 申請不要

です。但し、**公務員の方は、申請が必要です。**

また、給付金の受給を希望しない方、やむを得ない理由により振込口座の変更が必要な方のみ、申請が必要となります。

▶ 申請不要の方へは、支給する前にお知らせを郵送します。

▶ 受給するためには、令和4年度分の住民税未申告の人は、令和3年中の収入の有無に係わらず、申告が必要です。

上記以外の対象者

⇒ 表面：対象者（1）①または②の方で、かつ（2）⑤に当てはまる方
（1）③の方で、かつ（2）④または⑤に当てはまる方

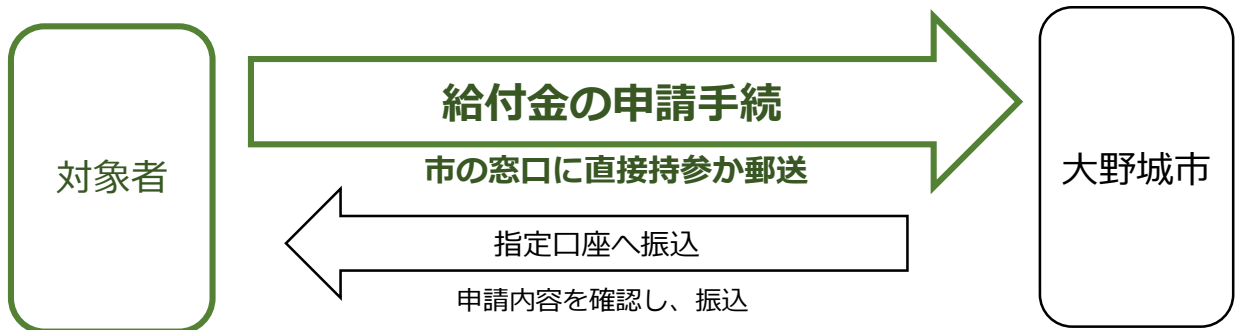
▶ 申請が必要

▶ 申請書を記入、必要書類を添付し、市に**直接提出**か**郵送**ください。

★**申請書の様式**：市ホームページからダウンロード、市窓口に設置

★**申請受付期間**：令和4年7月1日～令和5年2月28日（消印有効）

▶ 申請内容を確認後、順次支給を行います。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。